

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八幡・市島（林）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

5 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 対象地区の課題

- ・アンケート調査の結果、「農業後継者がいない」又は「不明」で、「農地を貸したい」と考えている農家所有の農地について遊休農地化を防止するため、集落と担い手による協議が必要である。
- ・集落営農組織（チーム林）の経営強化に向けた集落住民の理解と協力が必要であり、集落と担い手の役割分担を明確にする必要がある。
- ・集落全体の農地維持を目的とした国交付金の継続活用と持続可能な活動体制づくりについて協議する必要がある。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・アンケート調査の結果、市島地区の水田及び畑地利用は「農業経営を維持する」と回答した農家を中心として営農を行う。営農ができなくなった場合は、地区代表者又は担い手に相談する。
- ・今後、個人農家で農地を維持できない場合は、地区代表者や担い手との協議により貸し出しを検討する。担い手に農地を貸し出す際には地権者の理解を得ながら農地中間管理機構を活用した中間管理権の設定を推進する。担い手は経営効率を重視し、分散錯圃を解消するため、必要に応じて農地転換するなど新たな経営農地について担い手

間で協議した上で権利設定を行う。また、集落営農組織は集落農家の協力を得ながら組織強化に向けた協議を図る。

・今回の人・農地プラン策定を通じて、農家同士で将来の経営農地について協議を行った。今後、現役農家や担い手の営農支援を目的とした国交付金や機構事業を活用し、農業後継者づくりだけでなく地域住民も含めた農地保全の必要性について継承するための協議体制づくりを進める。

#### 6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- ・農地の貸付け等の意向

アンケート調査の結果、新たに貸付け等の意向が確認された農地は1.8haである。今後、遊休農地にならないよう営農を希望する担い手を探しながらマッチングを進める。マッチングを進めるにあたり、担い手の経営効率を重視した農地集約化や農地管理作業方法等について担い手間で協議し、地区及び地権者の理解を図る。

- ・農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業について地区及び地権者の理解を図りながら、理解を得られた地権者から中間管理権の設定を行う。権利設定の促進と合わせて地区及び担い手による農地保全を目的とした国県事業の活用について協議を行う。

- ・集落営農組織強化の方針

集落営農組織であるチーム林は地区農地を維持保全するため、地区農家の理解と協力を得ながら組織強化に努める。また、農機の更新や大型化に向けた資金確保や新たな人材確保などの課題解消に向けた計画をつくる。

- ・基盤整備への取組方針

早期の農業生産基盤の安定化を図るため、市島用水路整備事業の着手に向けて国事業の農地耕作条件改善事業を活用するため、市島用水路受益集落（立光、中上、中々）との連携を図る。

- ・中山間地域等直接支払交付金の活用による営農環境整備の取り組み方針

担い手や個人で農業経営を行う農家を支援するため、公的資金の活用により農地法面の崩壊防止の定期点検や水路清掃、草刈り実施、用排水路・農道の管理について活動を継続する。また、持続可能な保全体制づくりのため、交付金の分配方法の見直しについて地区農家と協議を行う。

- ・多面的機能支払交付金の活用による農地維持の取り組み方針

多面的機能活動組織が中心となり地区住民の協力を得ながら用水路、農道、法面の適正管理のための定期巡回や必要に応じた修繕を継続して行う。